穴水町小規模事業者応援事業補助金「災害支援枠（令和６年能登半島地震）」交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、令和６年能登半島地震によって、建物及び設備に被害を受けた小規模事業者（以下、「被災事業者」という。）で、穴水町が建設する仮設商工業テナント施設（以下、「仮設商店街」という。）に入居し、町によって割り当てられた事業区画（以下、「仮設店舗」という。）内で開業する者が、その開業に係る造作や設備等の導入に要する初期投資を支援し、早期の事業の復旧を図る事を目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

　（１）小規模事業：常時雇用する従業員数が、卸売業・サービス業（宿泊業・娯楽業）・その他の業種においては２０人以下で行っている事業

　（２）小規模事業者：第1号に規定する事業を営む者

　（３）仮設事業者：公募によって仮設店舗での開業が認められた被災事業者

　（４）造作：仮設店舗における内装部分（流し台や壁付エアコン、給湯設備、換気扇等。町が事前に備え付けてあるものは除く。）

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。また、別表1に該当する事業者は補助対象外とする。

　（１）町内に事業所及び事務所があること。

　（２）商工会の会員であること。

　（３）町税等の滞納がない者。ただし、令和6年能登半島地震による資金繰りの悪化が原因で納税が困難な状態となっている場合はこの限りではない。

　（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でない者であること。法人の場合は、役員及び社員が暴力団員でないこと。

（補助対象事業）

第４条　補助金の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

　（１）仮設店舗の造作に係る工事（別表2の「既設設備」に記載の無い造作を増設する工事）

　（２）仮設店舗における事業実施に必要不可欠な機械等の取得（リース契約での取得に係る賃借料も含む）

　（３）旧店舗から仮設店舗への機械等設備の搬入及び設置

２　補助対象事業が属する年度の3月３１日までに完了（業者への支払い等を含む）するものであること。

3　リース契約によって機器を取得する場合は、賃借料の２年分が補助対象となり、事業完了時には前払いによって業者への支払いが完了していなければならない。

（補助金の額）

第5条　補助金の額は、前条第1項に定める補助対象経費（税抜）を合算した費用の4分の3に相当する額とし、１５０万円を上限とする。

　（２）前条第1項の規定により算出された補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、穴水町小規模事業者応援事業補助金「災害支援枠（令和６年能登半島地震）」交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出し、交付の決定を受けなければならない。

　（１）収支予算書（様式第2号）

　（２）見積書の写し（内訳明細が分かるもの）

　（３）工事箇所の内容が分かる図面及び写真等

　（４）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、穴水町小規模事業者応援補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2　町長は、補助金の不交付を決定したときは、その旨を穴水町小規模事業者応援補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条　補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、前条の交付決定内容の変更を行う場合、補助事業者は、あらかじめ穴水町小規模事業者応援事業補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

２　町長は、前項の申請があった場合は内容を審査し、その結果を穴水町小規模事業者応援事業補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」変更（中止・廃止）承認通知書兼穴水町小規模事業者応援事業補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第9条　補助事業者は、事業完了日から起算して３０日を経過した日、又は、交付決定日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに、穴水町小規模事業者応援補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」実績報告書（様式第7号）に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１）補助対象経費を支払ったことが分かる書類（明細の記載があるもの）

（２）事業が完了したことが分かる書類

（３）その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助対象事業の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、穴水町小規模事業者応援補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に対し通知するものという。

（補助金の請求）

第１０条　前条の確定通知書を受けた補助事業者は、穴水町小規模事業者応援補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第１１条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付していた補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）補助事業を中止又は廃止したとき

（２）補助要綱の規定に該当しなくなったとき

（３）虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定又は補助金の交付を受けたとき

（補助金の返還）

第１２条　町長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部について、交付決定の取り消しをすることができる。

（１）補助金の申請に虚偽その他不正があったとき

（２）当該補助対象事業箇所を第4条に規定する事業の用に供していないとき

（３）本町に住所、所在地を有しなくなったとき

（４）町税等を滞納したとき。ただし、令和6年能登半島地震による資金繰りの悪化が原因で納税が困難となった場合はこの限りではない。

（５）反社会的な活動、その他の社会通念に照らし不適当な行為をしたとき

2　町長は、補助金の交付の取り消しを決定したときは、その旨を穴水町小規模事業者応援補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」交付取消通知書（様式第１０号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、穴水町小規模事業者応援補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」返還命令書（様式第１１号）により、期限を定めて申請者にその返還を命ずるものとする。

2　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは補助金の返還を要しない。

　　（１）次の全ての要件を満たす事業承継、経営形態変更等

　ア　この補助金に関する権利義務を事業承継、新経営体等が引き継ぐこと

　イ　事業承継者、新経営体等の住所・所在地が穴水町内にあること

　ウ　事業承継者が第3条に規定する要件を満たすこと

　　（２）その他やむを得ない事情があると町長が認めるもの

（本事業の実施期間）

第１４条　本事業の実施期間は、令和6年6月１４日から令和１１年３月３１日までとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）の規定を準用する。

附則

この要綱は、令和6年6月１４日から施行する。

別表1（第3条関係）

|  |
| --- |
| １　補助対象外とする業種（平成２５年１０月改定「日本標準産業分類」による。」）  　以下のサービス業等  　　（１）風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第2条第1項第2号から第5号に規定する風俗営業及び道場第5項に規定する性風俗関連特殊営業  　　（２）興信所（細分類７２９１に含まれるもの）  　　（３）バー、キャバレー、ナイトクラブ（細分類７６６１に含まれるもの）  　　（４）易断所、観相業（細分類７９９９に含まれるもの）  　　（５）集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。細分類９２９９に含まれるもの）  　　（６）政治・経済・文化団体（中分類９３に含まれるもの）  　　（７）宗教（中分類９４に含まれるもの）  ２　補助対象外とする事業  　　（１）公序良俗等の観点から補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業  （２）フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業 |

別表2（第4条第1項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 既設設備 | 仕様 |
| 天井照明 | LED、店舗：６～10カ所　厨房：1～3カ所　勝手口：1カ所 |
| コンセント | 100V×6カ所、後付けAC用動力配線：1カ所 |
| 小型手洗い器 | 1台 |
| 壁付けエアコン | 6.3KW冷暖房×1台 |
| TVアンテナ | 店舗部分に1カ所（CATV） |
| 換気扇 | 1台 |
| ガス取り出し口 | 厨房器具用1カ所 |
| 消化器 |  |
| 固定電話回線引込口 | 店舗部分に1カ所 |

別表３（第4条第２項関係）

補助対象とする設備

|  |  |
| --- | --- |
| 対象設備 | 例 |
| 調理機具 | 業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、フライヤー、ガスコンロ、シンク、配膳台、電子レンジ、オーブントースター、食洗機、食器棚、食器等 |
| 理美容器具 | 理容椅子、シャンプー台、消毒器、タオルウォーマー、ドライヤー、壁付け鏡等 |
| 事務器具 | レジ台、レジ、業務用PC、プリンター、コピー機、FAX、電話機、テレビ、事務用家具等 |
| その他事業関連器具 | カウンター及びスイングドア、事業用工具、陳列棚、カーテン、看板等 |
| 別表２の既設設備の増設 | エアコン（動力エアコンに限る） |

補助対象外とする設備

|  |  |
| --- | --- |
| 対象外設備 | 例 |
| 車両 |  |
| 事務用品 | 文房具、コピー用紙、ファイル等 |